# 山崎家文書 録 (和歌山市大垣内)

1 伝来と受け入れの経緯	「P. C. L.
--------------	---

24 22 22 22 21 21

## 山崎家文書解題

### ー伝来と受け入れの経緯

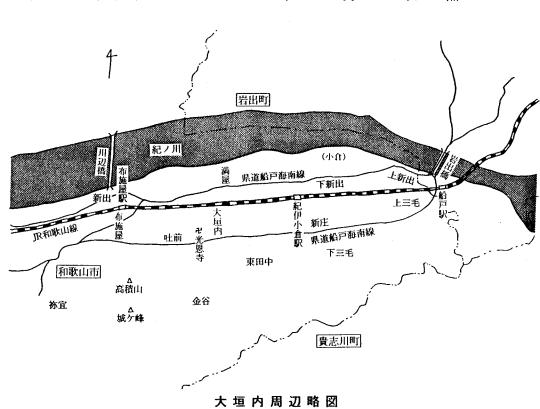
の総称である。 山崎家文書は、和歌山市大垣内在住の山崎博光氏所蔵文書一〇四点

れた文書である。書類は失われた。現存する文書は、山緒書などその時かろうじて残さ後述理由により、明治初年に屋敷が他家へ売り渡された時、多くの文2)によると、先祖は足利義昭に仕え、その後根来衆となっている。し、近世には庄屋・御蔵庄屋などを勤めた家である。山緒書(文書1・し、近世には庄屋・御蔵庄屋などを勤めた家である。山緒書(文書1・山崎家は、近代以前も現在と同じく旧紀伊国那賀郡人垣内村に所在

五月に館員がお宅に伺って、寄託をらけた。 受け入れについては、現当主の御依頼により平成六(一九九四)年

### 2大垣内地区について

の四小字の呼称が残る。主産業は農業で畑作・田作が中心。 地区となった。現在も地区内は内村・馬次 字となる。 和歌山県に所属。明治二二年の町村制施行により那賀郡小倉村の一大 伊続風土記』(天保一〇〔一八三九〕年編)によると村高一〇三〇石 近世には大垣内村と称し和歌山藩領となり、 に吐前、 升一合、家数六七軒、 大垣内地区は和歌山市の東北・紀ノ川の南に位置し、 那賀郡貴志川町との境界にも近い。 東に新庄、 昭和三三(一九五八)年からは和歌山市に所属し、その一 南に東田中の各地区がある。 人口二五八人。維新後明治四(一八七一)年 中世には小倉荘内であった。 (継) 小倉組に所属した。『紀 ・西人垣内・ 地区内を大和街道が 北は満屋、 酉



# 3 近世大垣内村の支配と蔵庄屋について

ら村役人も地士や地域の有力者がなっていた。

内の年貢や諸役の徴収を担当する蔵庄屋・納庄屋も置かれていた。彼組の下に各村があり、村ごとに庄屋・肝煎などが置かれ、この他に村ていた(更に組には大庄屋を補佐する杖突が一~二名置かれていた)。の地方の有力者であり、組内の行政・裁判をはじめかなりの権限を持っていた(更に組には大庄屋を補佐する杖突が一~二名置かれていた)。が上屋一名が置かれてそれを統括した。大庄屋は地士や帯刀人などそ大庄屋一名が置かれていた。郡内二〇ケ村程の村で一組を作り、そこにばれる行政単位があった。郡内二〇ケ村程の村で一組を作り、そこに近世の紀州藩領には、地域支配の手段として、郡の下に「組」と呼

期には当主角右衛門(または莒兵衛)が蔵庄屋を勤めている(文書8・3)。その後のことは文書が残っていないため不明であるが、近世末助が庄屋を勤めていたことが大庄屋に出された嘆願書でわかる(文書山崎家の村役人勤者を見ると、享保一八(一七三三)年当時当主善所は六村・給所は一五村。その中で大垣内村は御蔵所であった。ところで、当時紀州藩領の村は年貢を藩庫へ納める御蔵所(蔵入地)ところで、当時紀州藩領の村は年貢を藩庫へ納める御蔵所(蔵入地)

# 4 「御蔵庄屋」角右衛門一件と始末

**~68・78ほか)。** 

崎角右衛門は明治四年一月に五七歳で死亡しているので、 の文書の年代の辛未の年は、 光恩寺)に残る過去帳や角右衛門墓碑より年代は推定できる。これら 号が書いていないが、当家の言い伝えと菩提寺(現大垣内地区にある と村支配・山崎家を知る上で興味深い。 山崎家文書の中でも蔵庄屋角右衛門 五 年頃の生まれであろう。 明治四 (一八七二) 以下にこの文書内容のあらまし これらの文書は干支のみで年 件関係文書は、 年である。 当時の蔵庄屋 文化一二 また、山

、聞き取り調査で得た事実を紹介する。

助けたい。」と言われ、角右衛門もそれに同調したという。 い が、 角右衛門一人でその罪をかぶってもらいたい。一を切ることで多数を ることは酷である。多数の村民を助けるために、 末であるが、今更年貢を不納していた多数の村民から、これを徴収す ている。すなわち、この件について庄屋もしくは大庄屋から、 不足が生じていたのである。このため山崎家は家財封印を命じられた していなかったったため(「…取立方不都合之品有之…」) ことが発覚した。在勤中に村民の不納 帳面を調査され、 と言えば年貢を払いきれない村民への、角右衛門の温情から出た不始 かされていた。 Ш 文書にはあらわれないこの間のいきさつが当家には言い伝えられ 嘆願して封印はゆるされた。しかし不足米は納めなくてはならな .崎角右衛門は近世末期に蔵庄屋を勤め、 その後 計米一五六石三斗五合三勺余が不足(不納) (恐らく時代が明治に変わったので) (年貢) 米の取り立てを完全に 村民からの年貢徴収をま 蔵庄屋 (であった) 納め米の 従来の諸 である

貢徴収 残っていないのでわからない。しかしこの一件は、 出されている。この後の支払いが実際どうおこなわれたかは、 引き請けるので、 を払ったが、まだ一○○石不足である。これについては「親類中でも 同家に残っている。)更に親類達も話し合いの末計一六石三斗五合余 布施屋村の藤野家に売却された。この時移築した門の一部分は、 いた。また、山崎家の門〔おそらくりっぱな長屋門であったろう〕 を作った。 かくて不納米を納めるため、田・屋敷・諸道具を売り払い米四〇石 屋敷は解体して運ばれ、移築後近年まで同家屋敷として使われて への権限などを知る手がかりとなるのではないだろうか。 (山崎家は屋敷〔建物のみ〕 無利息二○年賦で払わせてほしい。」と、 を上新田村の大西家へ売却し 蔵庄屋の存在と年 嘆願書が 資料が は

体して筏に組んで、紀ノ川を流してここまで持って来たそうである。がこの新しい屋敷は、紀ノ川上流の村で屋敷(建物のみ)を買い、解治期の間に再度大垣内へ戻り、元の土地に屋敷を建てた。蛇足となるらちに死亡した。家督を相続した息子の喜兵衛は、現当主の祖父にあ角右衛門はこの一件文書の多くが書かれている明治四年に、失意の

### 5 由緒書に見る山崎家

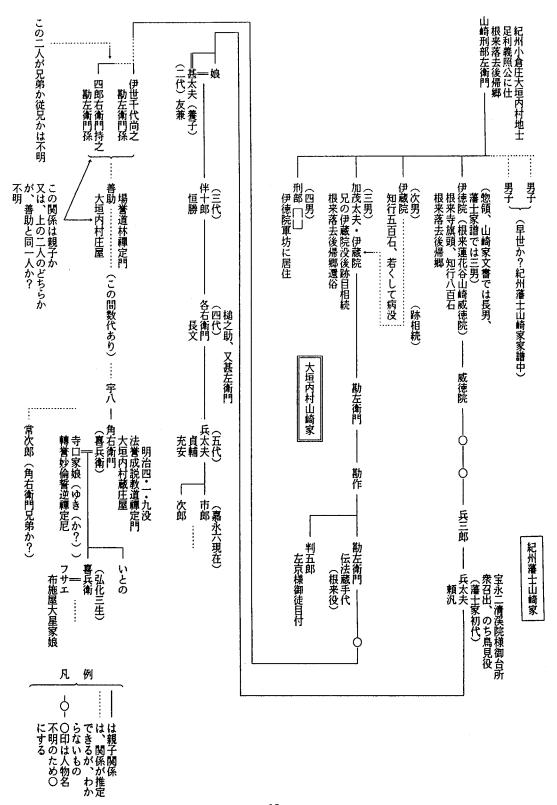
ろり)に仕えて河内の高屋城にあって、天正年中には三好の軍勢と戦 地土で、 書を指す)。これらによると、山崎家の先祖は山崎刑部左衛門という ている(以下「由緒書」 紀州藩士にも先祖が同じ山崎家があり、その「家譜」も当館で所蔵し ができる。 前中世から近世初期にかけての当家についても由緒書などで知ること も深いつながりをもっている。 て摂州表まで出陣した。 近世後期から近代の山崎家については既述の通りであるが、 小牧長久手の戦い時は近隣地侍や根来寺と共に、 小倉庄大垣内に住んでいた。将軍足利義照 当家に残る「由緒書」は二点(文書1・2)ある。 また、 は山崎家文書、「家譜」は文書館所蔵藩士文 紀州の多くの土豪と同じく、 (義昭の誤記であ 家康の側につい 根米寺と さらに それ以

通して地域の勢力とも結んでいたのである。 近隣地域の土豪や地侍などの子弟が多く入っており、根来寺は彼らを ち、早くから鉄砲の利用に目を付けて独自に作らせたりもしている。 ち、早くから鉄砲の利用に目を付けて独自に作らせたりもしている。 はは一つの社会・組織として自立し、沢山の坊院には数千人の僧 国別には一つの社会・組織として自立し、沢山の坊院には数千人の僧

> 名が 陣も、このような状況が関与していたのであろう。 蔵院の名が見える。 代頼宣にも百十人が召し抱えられた。その時召し抱えられた根来衆の しをもらったが、これは後々まで当家に伝わった。 は根来寺で軍隊を統括していた泉式(職)坊から藤戸友重の刀・ と称し、知行は五〇〇石であった。しかしこの伊蔵院は病死 を勤め、 には三男とある)は根来寺蓮華谷威 で家康に味力したことにより根来衆百人が家康に、また紀州徳川家初 大垣内へ帰った。その後江戸幕府がひらかれてから小牧長久手の戦 院は浜之城に籠もって戦った。この戦いに根来寺が破れた後、 い、その跡を弟で三男の加茂太夫が相続する。 □□」に書かれているが、この中に住所は大垣内ではないが、 人共根来寺に関係していたことになる。先の小牧長久手の戦 (一五八五)年の秀吉の根来攻め時も父子共に泉州まで出陣し、 ところで、 (文書破損)と称し長男の威(伊)徳院の軍坊に居住していた。 『根来山誌』 知行が八○○石(または千石)であった。 山崎刑部左衛門には四人の息子がいたが、長男(「家譜 所収の寛保元(一七四一)年の史料 便 徳院と称し、 この時加茂太夫伊蔵院 末の四男は刑部□ 次男は山 そして天正一三 「根来百拾人名 根来寺の い時 してしま 崎伊 Щ 伊 四

崎家はこの伊蔵院の子孫が根来同心(紀州藩は彼らを在村のまま切米 し出されたとある。 た威徳院惣領筋五代目の兵太夫が清溪院様(二代光貞)御台所衆に召 法蔵手代に召しだされ、その兄弟が「左京様江御徒目付」 り候」とある。 八石で召し抱えた)としてこの地に残ったと考えられる。 家譜」には兵太夫が藩士山崎家の初代とあることから、 由緒書」にもどると、「伊蔵院は代々根来役御奉公相勤め罷 そして延宝八(一六八〇)年頃には伊蔵院の子孫が伝 「由緒書」を読むかぎりでは、 現在の大垣内村山 これに対し を勤 威徳院の子 り有 车

#### 山崎家家系図



## 6文書群の状況と整理について

点数は合っていない(但し目録番号はどちらも同じで®®とした)。 とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から取り出して整理をおこなった。ただし、箱ア・イ・とに現状順に上から積が多く、元の状態のままではない。また、一紙物にてから作られた箱が多く、元の状態のままではない。また、一紙物になったがにどちらも一点として別々にあったが、現当主の代になったが、現当主の代になった。

場合のことを考慮して、取った方法である。数共に非常に多い文書の整理を数人で手分けしてしなければならないどの箱の何番目に保管されていたかを知るためと、今後箱数・文書点後ろに各箱ごとに1番からの番号を付した。これは一目でその文書が整理に際して付した整理番号は、頭に箱記号と「一」を付してその

例 オー15はオの箱の一五番目の文書である。

て保存している。 箱の状態も良いので、整理後の文書は入っていた木箱に元通り納め

# 7概要と目録上の項目編成について

家、近現代(家)文書、典籍に分けた。崎家の二つに分かれるが、項目編成にあたっては、村、治安、家経営、崎家の二つに分かれるが、項目編成にあたっては、村、治安、家経営、一部村役人時代の村文書もあるが、現在残されている文書のほとん

たことで、出入り差し止めを願う嘆願書。二、治安 一点。(山崎)喜兵衛の借家人に仁右衛門が傷をおわせ

#### 家経営

三

親受人として登場する。④頼母子 四点。善右衛門頼母子では、(山崎)角右衛門がの頼母子 四点。善右衛門頼母子・桶陰頼母子の銀子預か③貸借 一三点。当家当主が金銭を貸し付けている文書。

⑤その他家財政 六点。菜種・藍の代金に関する文書三点

⑥借家・奉公人 八点。請状。

#### 四、家

のことを調べるために提出させたのか、あるいは庄屋や尋ねに付とあることから、紀州藩が家康に味方した先祖①由緒書・家族 四点。前述の先祖由緒書二点は、どちらもお

方が詳しく書かれているが、 蔵庄屋任命時に提出させたものなのであろう。 前欠なのが残念である。 文書2の 家

族は、家族の送り証文。

②角右衛門「御蔵庄屋」一件 屋時の未納米問題一件文書。 九点 前述山崎角右衛門の蔵庄

3宗教 二点。

④その他 二点。方位入り家見取り図、 雑

五近世典籍 のが数点ある。 目立つ。また、 二四点。 写本が多い。算法(和算)関係のものが特に 親類である土肥氏の名が書かれているも

六近現代文書 四点。 ある。 大伝法院七堂伽藍記は、 近代以降の印刷物で

オ(木製)

エ(木製)

三三・〇×一三・八×一一・三

4 2 11

蓋裏「森文吾」(朱書)

12 ~ 41

キ(木製) カ(木製)

三八・五×二八・五×九・〇

30 34 30 8

三五・五×二九・〇×九・三 四二・七×三〇・六×一三・〇

## 8その他利用文書と参考文献

先祖書・親類書」 (山崎各衛門家「家譜」) 寛政八年二月 (和歌

山県立文書館所蔵

『根来山誌』 一九八六年 (岩出町

× 博光氏ご夫妻に御協力いただいた。文書整理・現地調査・目録作成は鎌田( 本目録作成にあたり平成七年一〇月に現地聞き取り調査を実施し、山崎 和栄がおこなった。

## ◎山崎家文書保存箱

が文書専用に誂えられたものであり、 山崎家文書は木箱七箱にて受け入れた。箱ア・イ・ウ・キは現当主 箱オの身側は同氏自身で作成さ

> れたものである。箱エ・カは近世から近代のものである。箱オの蓋に ついては若干それより新しいと思われる。当館では、整理後もこの箱

にて保存している (口絵9参照)。

ア(木製) 箱記号 法量 三五·四×七·九×七·五 (縦×横×高さ( m)) 文書数(目録番号) 1 î 表「系譜 箱 承応二年

イ(木製) 四一·四×七·七×七·四 1

2

表

「系譜

享保八年

六五三年

三一・九×七・七×七・四

ウ(木製)

1 3

表 「嘆願書

享保十八年 七二三年] 七三三年

42 ~ 75 76 ~ 105 表「古文書

山崎家文書項目

村 治安

三. 家経営

1 名寄帳 2 本銀返・譲り証文

3 貸借 4 頼母子

その他家財政 借家·奉公人

(5) 6 1 由緒書・家族

2 角右衛門御蔵庄屋-3 宗教 その他 4

近世典籍 近現代文書

四. 家

一、村

76	86	7	6	7		42	7	10	54	3	7	利用番号
		1	田				1	₩	覚			イツが金
本銀返証文之事(当卯3月より来同5月迄)	本銀返し証文之事(当酉の極月より来戌五月迄)	②本銀返・譲り証文	畑名寄帳	①名寄帳	三、家経営	乍恐奉願上口上(仁右衛門不実ニ付出入差止の旨)	二、治安	※西半分欠か、裏が関係を表現のである。 ※西半分欠か、裏ののでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	兄(請取納銀ニ付)		御蔵方仕送り帳	標
	来戌五月迄)※藁葺家1軒		※計46石5斗余、喜兵衛分のみ			出入差止の旨)		次か、裏に文書あり三1②へ(地番図)	※銀2貫目		角右衛門の名が出て来る※先御蔵庄屋丈助・御蔵庄屋	題
<b>+</b> -1	キー11		<u> </u>			カー1		エー7	カー13	ウー1	エー4	整理番号
文化4年3月	寛政元年極月		文政8年7月吉日						未年11月11日	丑 年 3 月	嘉永3年8月	年代
									B			
(奥書)西川喜右衛門 大垣内村肝煎2名。	同村田中村本人 田中村本人		大垣内村喜兵			家受喜太郎 大垣内家主			大垣内村庄屋	村惣代弥左衛門・同大垣内村庄屋	大垣内村御蔵元	作
· # •	太村兵		英衛			喜兵衛			屋許	衛同屋門断	蔵元	成
前田崎右衛門、 今谷村証人・ 明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	即任 の 屋・ 財・ 助証・					衛・金谷村				僧門他14名 同断九右衛門・ 皇善助・同村肝		者
釈か堂儀右衛門									寺口佐七	衛門 藤田林右衛門・		苑
										貴志次郎左		名
一紙	一 紙		竪帳			一紙		図	一 紙	巻 子	竪帳	形 態

98	99	62	92	58	91	57	56	78	90	72	80	55	77
請帳附一札之事(寅)	請帳附一札之事(寅)	請帳附一札之事(本品	本銀返シ証文之事(治	請帳附一札之事(当ろ	請帳附一札之事(本品	本銀返証文之事(当	譲り申証文之事(田記	本銀返シ証文之事	請帳附一札之事(本品	[田畑譲渡証奥書]	本銀返証文之事	請帳附一札之事(本品	請帳附一札之事(本品
(寅四月より十一月迄本銀	(四月より十一月迄本銀	(本銀返売渡畑ニ付) ※	(当子極月より来丑5月迄)	(当子極月より来丑五月迄本銀	(本銀返売渡畑ニ付)	(当申極月より来る五月迄)	地譲り)		本銀返売渡地ニ付) ※上		※上	本銀返売渡田ニ付)	(本銀返売渡田ニ付)
※中畑3ヶ所、代銀2貫85目月迄本銀返売渡畑ニ付)	※中畑3ヶ所、代銀2貫85目   月迄本銀返売渡畑ニ付)。	所、代銀	※上畑2ヶ所、代銀26年)月迄)	上畑2ヶ所、代銀26匁本銀返売渡畑ニ付)	※上々畑3ケ所	畑3ケ所、代銀2貫目  近)	※上々田1ケ所	※上田・中田各1ケ所	々畑2ケ所・本家1軒	※前欠	※上々畑2ヶ所・本家1軒	※上々田1ケ所	※上々畑1ケ所
<b>≠</b> −23		カー21				カー16	カー15			カー31	+-5	カー14	+-2
嘉永7年4月	<b>嘉</b> 永 7 年 4 月	(嘉永5年12月か)	嘉永5年極月	嘉永5年極月	嘉永5年6月	嘉永元年12月	文化 12 年 12 月	文化12年正月	文化10年閏11月		文化10年閏11月	文化10年8月	文化10年8月
衛市村 門右肝 ・衛前	( (田・ (田・ (田・ (田・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世・ (世	<b>儀八・同村証人秀八)</b> 村庄屋伊兵衛(釈か堂本人 釈か堂村肝煎浅右衛門・同	神谷甚和人	() () () () () () () () () () () () () (	村本人十五郎	門・嶋甚助・圧屋市右衛門、	左衛門・久三郎七・庄屋九右衛門・肝煎庄大垣内村譲主久三・証人義	阿朋佐部の	人九郎次郎大垣内村本人与市・同村証	煎庄左衛門・同断久三郎同村庄屋九右衛門・同村肝	衛門・岡部正左衛門 西川喜右 大垣内村本人与市・証人・庄屋九右	(別が) (別が) (別が) (別が) (別が) (別が) (別が) (別が)	二型作 太内門 郎村・
買主喜兵衛の写し)   一西川喜右衛門、 (大垣内村 紙	喜兵衛の写し) 一 体岡啓蔵、 (大垣内村買主 紙	神谷甚八紙	— 紙	西川喜右衛門紙	神谷甚八紙	同村買主喜兵衛紙	同村喜兵衛	権之丞	<b>一 紙</b>	岡部正左衛門		岡部正左衛門	西川喜右衛門

75	70	63	87
預り銀子之事	預り申銀子之事	借用申銀子之事	借用申銀子之事
※銀 <sup>150</sup> 目	※銀40目、4ヶ年賦、毎年35匁宛返済	※銀40目	※銀35匁
カー34 文	カー29 宮	カー22 寛	<b>≠</b> −12
入政 10 年12 月	寛政8年12月	504年7月	酉年極月
舟戸預り主庄次郎・同所証	村庄屋九右衛門村証人善太郎・(奥書)同大垣内村預り主常之丞・同	田中村借用主宇兵衛	□□村借用主字兵衛・同村
大垣内村喜兵衛	同村勘左衛門	大垣内村勘左衛門	大垣内村宇八
一 紙	一 紙	— 紙	— 紙

	89	52	10	61	60	96	93	59	97
3貸借	5 覚(米売附代銀受取借用) ※本銀返、米4石、代銀72匁	7. 下作書附之事(下作請負証文)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	請帳附一札之事(辰三月より来五月迄本銀返売渡畑ニ付)	譲り申証文之事   ※屋敷1所		9 請帳附一札之事(当巳極月より来五月迄本銀返売渡畑ニ付)	3 離一札之事(本銀返売渡ニ付) ※上々畑4ヶ所	※中畑3ヶ所、代銀2貫85日7 本銀返証文之事(当寅の四月より同十一月迄)
	キー14	カー11	エー7	カー20	カー19	<b>キー21</b>	<b>+−18</b>	カー18	+-22
	寛政2年3月	嘉永5年3月		慶応4年3月	文久元年6月	安政 4 年12 月	安政 4 年12 月	安政4年12月	嘉永 7年 4月
	田中村売主幸十郎	背)同村庄屋伊兵衛・(奥釈か堂下作人安兵衛・(奥	・同断久一	語助・	屋布門・日本	業2	本人伊兵衛	村村伊	(奥書)西川・依岡啓蔵村肝煎2名・御蔵庄屋市右衛門、田中村本人増右衛門・証人、大垣内
	大垣内村宇八	大垣内村角右衛門	西川喜右衛門	(長原村買主源内の写し)	同村喜兵衛	買主喜兵衛の写し)西川喜右衛門、(大垣内村	喜兵衛の写し) 雑賀長七、(大垣内村買主	同村買主喜兵衛	同村買主喜兵衛
l	一 紙	一 紙	一紙	一 紙	一 紙	一紙	一 紙	一 紙	一 紙

100	44	4	105
引請一札之事(善右衛門頼母	預り申一札之事(頼母子掛戻	- 借用申銀子之事	預り申一札之事(善右衛門頼
子掛返しニ付)	し銀預りニ付)	※返済は桶陰頼母子	母子掛銀ニ付)
※5 匁づつ	※銀 合 163 欠	流れ込の節	※ 銀 270 目
+-25	カー3	<b>x</b> -1	+-30
12 月	酉年 12 月 23 日	嘉永元年7月	弘化4年3月
本人善右衛門・引請人伊八	同村証人喜代八大垣内村預り主弥左衛門・	親受人角右衛門大垣内本人善兵衛・証人善	門り主安楽寺・証人楠右衛
親受角右衛門・同断三之	請込人衆中	同村半助	親受衆中
助 一 紙	一紙	一 紙	一紙
1924	154	ואיפוי	754

Į	51	64	5	71	46	47	53	48	49
④頼母子	預り申一札之事	預り申一札之事	借用申銀子之事	預申候一札之事	[常松金子借用ニ付請人連印状]	預り申銀子之事	預り申銀子之事	預り申銀子之事	預り一札之事
	※ 銀 80 目 カー10	※ 銀 296 な カー23	※銀1貫00目、月利1割 — 2	※銀50目 カー30	※包紙欠か、銀20目 カ	※銀328分7厘 一6	※ 銀 190 目 カー12	※銀80目 カー7	※ 銀 120 2 カ — 8
	22 10					<u> </u>			
	午 年 12 月	慶応元年12月	文久2年10月	文久元年12月	弘化3年5月	天保13年12月	天保13年12月	天保11年12月	天保5年7月
	証人勘三郎大垣内村預り主要蔵・同村	作三右衛門・同村証人	光恩寺	村受人卯之助 ・田中	郎・満屋村磯次郎大垣内村長□□・同村佐太	村証人楠右衛門大垣内村預り主佐太郎・同	人楠右衛門と佐太郎・同村証	村証人三之丞大垣内村預り主徳三郎・同	本人安兵衛・証人新兵衛
	同村善兵衛	大垣内喜兵衛	大垣内喜兵衛	喜兵衛	大垣内村庄屋角右衛門	喜兵衛	むら喜兵衛	喜兵衛	大垣内村喜兵衛
	一 紙	一紙	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙	一 紙

### ⑤その他家財政

<b>82</b>	50 查	83	45 家	95 家 請	74 添	
❷請状一札之事(奉公人ニ付)	寺受一札之事(写)	受込申一札之事(次兵衛請状)	家請状之事	請一札之事(借家請状)	添一札之事(借家請状)	⑥借家・奉公人
※別項四Ⅰ④に圖あり	※摂州西成郡木津村次兵衛并妻子			※家賃は銀20目を盆暮両度に渡す		
+-7	カー9	<b>*</b> -8	カー4	+-20	カー33	
文化11年12月	文化8年4月	文化8年4月	文政10年4月	文政3年正月	寛政元年極月	
大垣内村庄屋九右衛門 山崎組新在家村受人直兵衛・(奥書) 大垣内村奉公人弥四郎・同村受人・		摂州西成郡木津村次兵衛	本人楠右衛門・受人浅之□	人庄屋半之助 吐前村借り主友七・同村証	屋代丈助・(奥書)同村庄田中村本人十兵衛・同村諸	
— 紙	村役人衆中紙	門・同断喜兵衛 一紀州那賀郡大垣内村九右衛 紙	喜兵衛	大垣内村家主喜兵衛紙	<b>一 紙</b>	

13	23	88	103	102	101
골	覚	Æ	覚	預り	覚
[高・人数他書きあげ帳断簡]	(金銭受取) ※オー11.	〔代金書上覚〕	(藍代金勘定書)	り申菜種之事	(菜種売渡し代金請取)
各頁ごとの順不明、14点※何に利用されたのか不明。	※オー11-1(五へ)に挟み込み、12貫目		※藍14貫目、代金76Q5分		※菜種5斗、代31匁
オー2	オー11 ー2	キー13	<b>+-28</b>	キー27	+-26
	11 月晦日	(近世)	申 年 11 月 17 日	寛政 2 年 12 月	寛政元年12月
	かどや善右衛門		ミケ林次	人源蔵田中村本人甚三郎・同村証	証人善右衛門・同村田中村売主伊左衛門・同村
	をかいど喜兵衛		大垣内村宇八	大垣内村宇八	大垣内村宇八
一 括	— 紙	- 紙	一紙	一 紙	紙

43	8	66	67	84
都合品有りその上納米親類引請ニ付) ※8番とほぼ同一年恐奉嘆願上候口上(親類角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立不	都合品有り上納米親類引請ニ付) 乍恐奉嘆願上候口上(親類角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立不	不都合一件親類申合弁納ニ付)御請書奉差上候口上(親類角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立方	都合一件、家財売代銀にて上納の旨)御請書奉差上口上(親類角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立方不	一件親類中一部弁納ニ付)再応乍恐奉嘆願上候口上(角右衛門御蔵庄屋勤中取立不都合
カー2	エー5	カー25	カー26	+-9
未年2月	未 年 2 月	辛未年2月	辛未年2月	未 年 1 月
・永穂村三輪茂兵本・布施屋村木村親類惣代土肥・	衛門・永穂村三輪村森木・布施屋村垣内村親類惣代土	施屋村木村兵左衛門門・吐前村森本惣兵衛垣内村親類惣代土肥九	村木村兵 村 村 村 兵 本 物 、 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	同断上肥九右衛門――惣代森本惣兵衛・大垣垣内村喜兵衛・吐前村
		井口三太夫	井口三太夫	同村庄屋井口三太夫
綴一通	綴一通	— 紙	一紙	一紙

	104	85	2	1
	り送り	送り	\( \frac{1}{2} \)	御尋
2		<u>´</u> 札	尋	=
② 角 左	札之事	之事	付	付 書
右衛			由緒	上之
P٩	惣兵	ゆき	畫	事()
御	衛	٠ ١		先 祖
蔵庄屋」	\$ [	き・いとの八		由緒
屋	の四	八十		書写
<u>_</u>	国	- 八 ヶ		Š
件	八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	班		
	八ヶ所	※排		١٠/
	巡	崎に存付	<b>※</b>	※木箱入、
	拝	兵衛の	※前欠・	入、
	付村	で あり) と	木箱	口 絵 7
	送	娘	入	7
	+-29	キー10	イー1	アー1
	安政	安政	享保	承応
	3年	3 年	8年	2 年
	<u>ż</u>   月	<b>2</b> 月	正月	正月
	'	/1	/,	/3
	屋屋知	rt: rt: &a	<b>海山</b>	坩
	西儀州	庄庄紀 屋屋州 西市那	衛山門崎田	山崎威
	喜衛賀	用右賀	伊   世	彼
	衛・小	喜衛郡	代	Bi
	門(倉	衛・倉門一組	山	
	書満	奥大 書垣	崎 四	
	大村 庄庄	)内 大村	郎右	
,	衆国	役国		坂
	中々所	人々衆所		作
	御	中々御		兵衛
	関所	関所		
	村々	村々		
	御役	町々		
	投	御		

#### 81 94 受状一札之事 (奉公人二付) 請状一札之事 (奉公人請状) 勤約束につき只今銀子15目借用※5年間月毎に10日づつ百姓奉公 +-6 +-19 安政5年10月 文化11年3月 大垣内村九右衛門 大垣内村抱主角右衛門

紙一

紙

四

家

①由緒書・家族

紙一紙巻

子 巻

子

17	40	22		82	73	]	36	9	]	79	68	69	65
今川壁書・諸職往来(宮	童子教(写本)	庭訓往来	五、近世典籍	(計算帳面断簡)	〔家見取図〕	④その他	清院小恩寺由緒 (**) 第二宗鎮西流総本山	証(永代回向勤る旨	3宗	親類弁納残米二十ケ年賦願、「年必奉嘆願上候口上(角右)		方不都合一件ニ付)	<del>                                     </del>
(写本)		※挟み込み文書あり(三-⑤へ)、木版		※二枚分、作成宛名無し、轡三-⑥へ	※方位占い入り		京都知恩院末寺紀州那賀郡小倉懐兵山正			M願) ※口絵8 用右衛門御蔵庄屋勤中取立不都合一件	都合一件ニ付親類才蔵弁納不仕の旨) 「作恐再応奉嘆願候口上(角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立方不	與內村角右衛門御蔵庄屋勤中不納取立 ※下書	不納取立方不都合一件ニ付) ※下書か作恐御請方奉嘆願口上(親類大垣内村角右衛門御蔵庄屋勤中
オー6	オー27	オー11 -1		キー7	カー32		オー24	エー 6		+-4	カー27	カー28	カー24
慶応元年10月	天保2年3月吉日	文政6年9月				-		天保 14 年 2 月			辛 未 年 11 月		
大垣内山崎喜兵衛 (写)	山崎角右衛門(写)	太助 大坂心斎橋通唐物町河内屋					大垣内村山崎	光恩寺		村木村・袮ぎ村寺口左七名)・吐前村森本・布施屋(大垣内村)親類土肥(2	那賀郡大垣内村山崎喜兵衛	親類中	
								大垣内喜兵衛		大垣内村井口三太夫			
竪帳	竪帳	和本		— 紙	図		竪帳	一 紙		一 紙	— 紙	— 紙	一 紙

紙	根来寺	(近現代)	版 ※印刷 ー 1	大伝法院七堂伽藍略記 根来寺	12
	和歌山徳風会	昭和 45 年	※印刷 - 8		11
横半		大正元年	オー4	15 萬覚帳(金銭出入ニ付)	15
崎安右衛門 大垣内村山崎喜兵衛取次山 紙	布施屋村日村五郎太夫	明治18年旧7月	※オー25ー1(五へ)に挟み込み25 オー2	38 記(貸金差し引きニ付)	38

	33	21	19	39	34	25	20
六、近現代文書	和歌浦根米詣(紀行文)	小塩・竹生島・羽衣・融・杜若(写本)	はざま(写本)	〔絵本太功記〕	西國順礼武勇女敵討 巻乃壱・☆	三日太平記 九ツ目	一谷嫩軍記
	オー21	(写本) ※謡曲の本か 一10	※演劇台 - 8	※部分、木版 一26	巻乃壱・弐・三(写本) -22	※ 木版 オー13	※花上野誉の石碑 志渡寺の段、木版 フター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	山崎常次郎		まつ川				井治郎右衛門大坂心斎橋南へ五丁目佐々
	竪帳	和本	竪帳	竪帳	竪帳	和本	和本